

土砂災害防止法に関する  
特定開発行為許可ハンドブック

令和4年8月

山 口 県

## はじめに

従来、主に土砂災害防止工事等の実施により土砂災害の危険箇所の整備が進められてきましたが、土砂災害による犠牲者は依然後を絶たない状況にあります。その一方で危険な地区に人家が立地し続けている状況に鑑み、このような原因対策と併せ、警戒避難体制の整備、建築規制、開発規制等からなるソフト対策を充実させることにより土砂災害の防止が効果的に行われることが求められています。

土砂災害に関するいわゆる被害地におけるソフト対策は、現行制度上、警戒避難体制の整備については災害対策基本法において、建築規制については建築基準法の災害危険区域制度において、開発規制については都市計画法の開発許可制度において対応することになりますが、災害発生の実態を踏まえ、これらの手段をより有効に機能させるため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日より施行されました。この法律は、被害の予想される区域の周知等ソフト対策及び従来からある砂防法等の砂防三法に基づく砂防関係事業等と相まって、土砂災害から国民の生命・身体を保護しようとするものです。この法律では具体的には以下の措置を講ずることとしています。

- (イ) 土砂災害のおそれがある区域を明らかにし、当該区域内において、個別箇所ごとに警戒避難体制の整備等を図ること。
- (ロ) 特に危険の著しい区域においては、
  1. 居室を有する建築物の構造を規制すること。
  2. 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築を目的とした開発行為に対し、許可制を導入すること。
  3. 危害を受けるおそれが著しい建築物（既存不適格建築物等）に対して移転等の勧告を行い、その支援に努めること。

本ハンドブックは上記に挙げたうち2に関する特定開発行為の許可申請手続、開発計画の検討に必要な技術的基準等について説明したものです。

### ※用語

「法」：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」といいます。）

「令」：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

「規則」：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則

「細則」：山口県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

## **【第 1 編 手続き編】**

# 特定開発行為許可ハンドブック (第1編 手続き編)

## 目 次

1. 土砂災害防止法.....	1
(1) 土砂災害防止法の目的 .....	1
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 .....	2
(3) 土砂災害警戒区域等の指定状況の確認 .....	5
2. 特定開発行為の許可制度.....	6
(1) 特定開発行為の制限.....	6
(2) 特定開発行為に関する事前相談.....	7
(3) 特定開発行為の確認手順.....	8
(4) 開発行為の定義 .....	9
(5) 建築物及び建築の定義 .....	10
(6) 制限用途 .....	11
(7) 開発区域の定義 .....	13
(8) 特定開発行為の単位.....	14
(9) 予定建築物 .....	15
(10) 敷地 .....	17
(11) 特定開発行為の制限の適用除外 .....	18
3. 特定開発行為許可制度の事務手続.....	19
(1) 手続きの概要（手続きの流れ） .....	19
(2) 申請の手続 .....	21
(3) 対策工事等の計画の技術的基準.....	24
(4) 許可の条件 .....	27
(5) 既着手の場合の届出等 .....	28
(6) 許可の特例 .....	29
(7) 許可又は不許可の通知 .....	30
(8) 工事着手の届出 .....	30
(9) 特定開発行為許可済標識の掲示.....	31
(10) 変更の許可等.....	32
(11) 工事完了の検査等.....	34
(12) 建築制限 .....	35
(13) 特定開発行為の廃止 .....	36
(14) 監督処分 .....	37
(15) 立入検査 .....	39

(16) 報告の徴収等 .....	40
(17) 罰則 .....	41
(18) 地位の承継 .....	43
(19) チェックリスト .....	44
(20) 書類の提出 .....	45
<b>4. その他.....</b>	<b>46</b>
(1) 手数料.....	46
(2) 他の法律との関連.....	47

**【巻末参考資料】**

- ① 手続き様式集
- ② 土砂災害防止法（特定開発に関する条文抜粋）
- ③ 開発に関する法文（抜粋）
- ④ 制限用途に関する法文（抜粋）

## 1. 土砂災害防止法

本章では、土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、平成12年5月8日法律第57号）及び土砂災害警戒区域等に関する事項のうち、特定開発行為の許可制度にかかわりの深い事項について解説します。ここに記載した以外の土砂災害防止法に関する詳細については山口県土木建築部砂防課ホームページの土砂災害防止法に関するページやパンフレット等をご参照願います。

### (1) 土砂災害防止法の目的

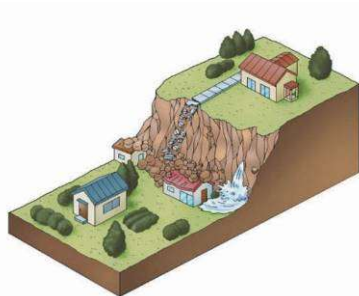
#### (目的)

**法 第一条** この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、**土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし**、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、**著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限**し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

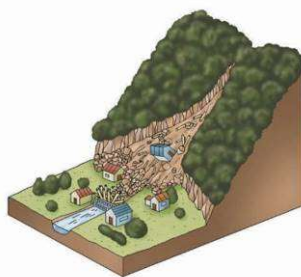
#### 【解説】

土砂災害防止法は、土砂災害防止に関するいわゆるソフト対策を講じるために平成13年に施行された法律であり、砂防三法等の事業関連諸制度とあいまって総合的に土砂災害対策を講じることを目的としています。土砂災害防止法の特徴を以下に示します。

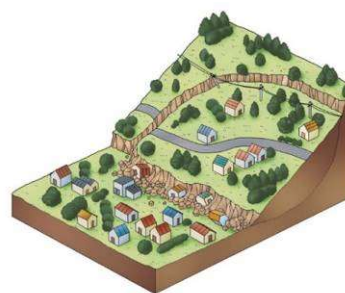
1. 対策工事等のハード対策ではなく、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための法律であること
2. 従来の災害の原因地に着目したものでなく被害を受ける区域に着目したこと
3. **開発許可制度や建築確認制度**とも連携した総合的な法律であること
4. 「行政の知らせる努力」と「住民の知る努力」が相乗的に働くことを期待した法律であること



急傾斜地の崩壊



土石流



地すべり

※土砂災害防止法の対象となる土砂災害は、上記自然現象による土砂災害のうち、予知・予測可能なものに限られる。

図- 1. 1 土砂災害防止法の対象となる自然現象

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

### (土砂災害警戒区域)

**法 第七条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

### (土砂災害特別警戒区域)

**法 第九条** 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、**一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地**の区域として政令で定める基準に該当するものを、**土砂災害特別警戒区域**（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

### 【解 説】

#### 1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法により、危害のおそれのある土地の区域（土砂災害警戒区域 通称：イエローゾーン）、及び著しい危害のおそれのある土地の区域（土砂災害特別警戒区域 通称：レッドゾーン）が指定されます。指定される範囲は下記に示したとおりです。これらの区域は県の実施する土砂災害防止法に係る基礎調査により設定されます。

##### ① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

##### ② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域の中で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

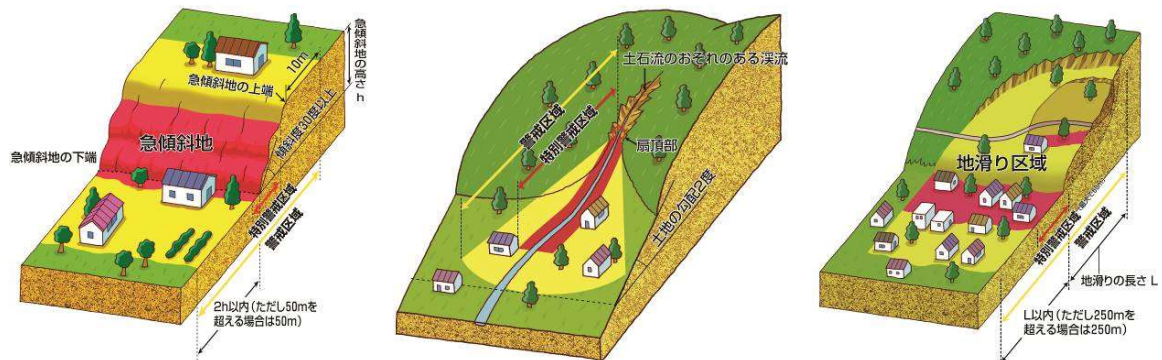


図- 1.2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のイメージ図

## 2) 土砂災害警戒区域等に講じられる施策

土砂災害防止法の施行に伴い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域には、下記の施策が講じられることとなります。

### ① 土砂災害警戒区域に講じられる施策

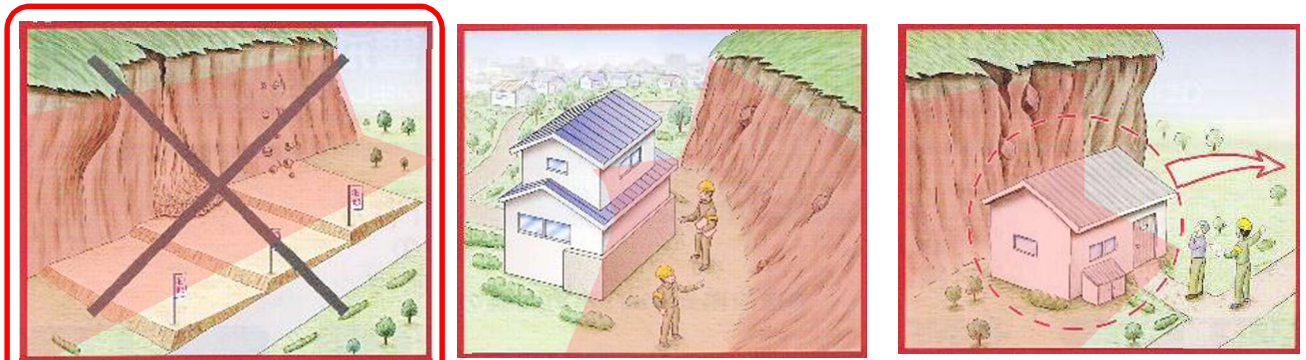
- 市町地域防災計画に土砂災害警戒区域毎に土砂災害を防止するために必要な警戒避難に関する事項を定めるよう、市町防災会議（市町長）に義務付ける。
- 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるよう、市町防災会議（市町長）に義務付ける。
- 市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるよう、市町長に義務付ける。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付ける。

### ② 土砂災害特別警戒区域に講じられる施策

- 要配慮者利用施設や住宅宅地分譲等を目的とした開発行為は許可制となる。
- 居室を有する建築物は新築及び増改築の場合に構造規制が行われる。
- 土砂災害により損壊が生じ、生命・身体に著しい危害が生ずるおそれ大きい場合、建築物の所有者等に対し、移転等を勧告することができる。



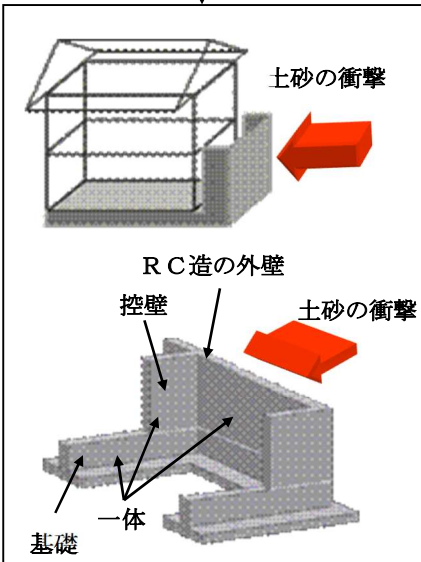


① 特定開発行為に対する許可制  
住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可される。  
【都道府県】

② 建築物の構造規制  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がなされる。  
【建築主事を置く地方公共団体】

③ 移転等の勧告  
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られる。【都道府県】

土砂災害特別警戒区域内で行われる、都市計画法第4条第12項に規定された開発行為（盛土・切土等）を許可制とする。  
（予定建築物の用途が制限用途であるもの）



<融資制度>  
・住宅金融支援機構の融資  
・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

自己居住用住宅は「建築物の構造規制」により、土砂災害に対する安全性を確保することとなる。

<融資制度>  
・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

<建築基準法に従った構造のイメージ>

その他として「重要事項説明」、「特定開発行為における物件の広告・売買」  
宅地建物取引業者は宅地又は建物の売買等の際、土砂災害警戒区域内においては、「土砂災害警戒区域内であること」の説明、土砂災害特別警戒区域内においては、「土砂災害特別警戒区域内であること」に加え「**特定開発行為並びにその変更の制限**」の説明を行わなければならない。  
また、土砂災害特別警戒区域内において、**特定開発行為は、都道府県知事の許可を受けた後でなければ、当該宅地の広告、売買契約の締結ができない**とされている。

図- 1.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のイメージ図

### (3) 土砂災害警戒区域等の指定状況の確認

県内の土砂災害警戒区域等の指定状況については、「山口県土砂災害ポータル（「山口県、土砂災害ポータル」で検索してください。）」からご覧いただけるほか、山口県砂防課・関係土木建築事務所及び関係市町の担当窓口で閲覧することができます。

## 2. 特定開発行為の許可制度

### (1) 特定開発行為の制限

#### (特定開発行為の制限)

**法 第十条 特別警戒区域内において**、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該**開発行為をする土地の区域内**において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「**予定建築物**」という。）の**用途が制限用途**であるもの（以下「**特定開発行為**」という。）をしようとする者は、あらかじめ、**都道府県知事の許可を受けなければならない**。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、**住宅**（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに**高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設**（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

#### 【解 説】

特定開発行為許可制度は、土砂災害特別警戒区域内における住宅宅地の分譲や要配慮者利用施設の建築を目的とした開発行為を許可制にして、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものです。

土砂災害特別警戒区域内で、都市計画法第4条第12項で定義された開発行為（2－（3）参照）のうち、下記に該当する行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要であると定めています。

- 第三者への宅地分譲を目的とした開発行為  
（自己居住用住宅のための開発行為は適用対象外）
- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の用に供することを目的とする開発行為
- 用途が定まっていない開発行為

なお、都市計画法による規制は都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為を規制するものですが、土砂災害防止法においては、**都市計画区域又は準都市計画区域外であっても土砂災害特別警戒区域内であれば規制の対象になりますので留意が必要**です。

基本的な事務手続き（審査・許認可等）は砂防課で実施しますが、申請者からの文書の收受は土木建築事務所で行います。また、上記に該当しない場合でも、土砂災害特別警戒区域の解除を念頭に置いた開発行為等を行う場合（自己居住用住宅建築のための開発行為等）は砂防課にて技術的助言を行います。

## (2) 特定開発行為に関する事前相談

特定開発行為の許可申請に関する事前相談では、以下のことを確認します。

- ・ 開発区域が土砂災害特別警戒区域内に存在するか（公示図書参照）。
- ・ 予定建築物の用途が制限用途に該当しているか。
- ・ 土砂災害防止法の審査対象であるだけでなく、他法令で開発が規制されている区域ではないか。

事前相談には、特定開発行為事前相談書【巻末 様式 1】及び以下に示した予定している開発行為の概要がわかる図面の提出が必要です。

表- 2.1 事前相談に必要な図面

図面の種類	明示すべき事項	図面の縮尺	確認事項
開発区域位置図	開発区域の位置	1/25,000 程度	地形図上に開発区域の位置を示した図面
開発区域区域図	開発区域周辺の地形 土砂災害特別警戒区域	1/1,000～ 1/2,500 程度	開発区域と土砂災害特別警戒区域の位置関係を把握できる図面

### (3) 特定開発行為の確認手順

予定している行為が特定開発行為に該当するか否かは、以下のフローにより確認します。フローの各項目については次ページ以降に解説します。

確認の結果ⅡもしくはⅢに該当する可能性がある場合は、他法令に基づく許認可制度と関連する事業との調整を図るとともに、許認可申請手続きを円滑に進めるため、必要に応じて事前に相談を受けるものとします。

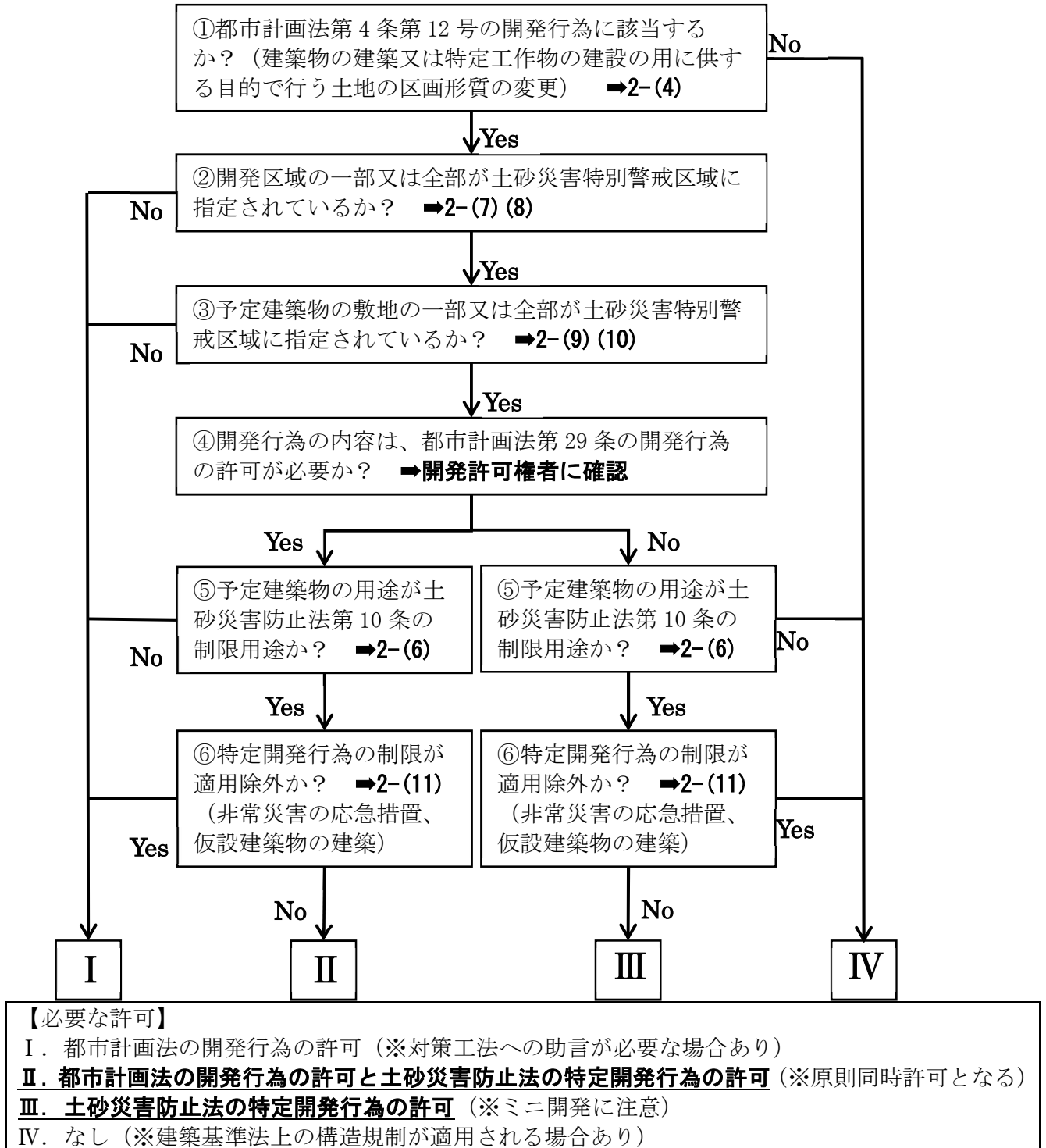


図- 2.1 特定開発行為確認フロー

#### (4) 開発行為の定義

特定開発行為の許可制度が適用される「開発行為」とは以下のとおりです。

##### (定義)

##### 都市計画法 第四条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

##### 【解説】

都市計画法における「開発行為」は、「土地の区画形質の変更」と定義づけられており、土地の区画形質の変更とは、「土地の区画の変更」と「土地の形質の変更」とに区別して解されています。

※ 詳細は、県監修の「開発許可ハンドブック」も参考にしながら、各開発許可権者に確認してください。

(5) 建築物及び建築の定義

開発行為に該当する建築物の建築又は特定工作物の建設は以下のとおりとなります。

<p><b>(定義)</b></p> <p><b>都市計画法 第四条</b></p> <p>10 この法律において「<b>建築物</b>」とは<b>建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に定める建築物</b>を、「<b>建築</b>」とは<b>同条第十三号に定める建築</b>をいう。</p> <p><b>(用語の定義)</b></p> <p><b>建築基準法 第二条</b></p> <p>一 <b>建築物</b> <u>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの</u> (これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨(こ)線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、<b>建築設備</b>を含むものとする。</p> <p>十三 <b>建築</b> <u>建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること</u>をいう。</p>
--

**【解説】**

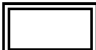
都市計画法における「開発行為」の目的となる建築物の定義は表- 2. 2のとおりです。また、表- 2. 2にはあわせて都市計画法第4条第11項に規定される特定工作物を示しますが、土砂災害防止法第10条第2項に規定される制限用途には該当しません。これらの建設の用に供する目的の土地の区画形質の変更は都市計画法では開発行為とみなされますが、土砂災害防止法では特定開発行為とはみなされないこととなります。

表- 2. 2 建築物及び特定工作物の内容

建築物(建築基準法第2条第1号)	特定工作物(都市計画法第4条第11項)
<p><b>土地に定着する工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)</li> <li>・ 建築物に付属する門若しくは塀</li> <li>・ 観覧のための工作物(競技場のスタンド等)</li> </ul>	<p><b>第一種特定工作物</b>: 周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令第1条第1項に定められているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリートプラント等</li> <li>・ 危険物の貯蔵又は処理に供する工作物等</li> </ul>
<p><b>地下若しくは高架の工作物内に設ける施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務所</li> <li>・ 店舗</li> <li>・ 興行場</li> <li>・ 倉庫</li> <li>・ その他これらに類する施設</li> </ul>	<p><b>第二種特定工作物</b>: 大規模な工作物で都市計画法施行令第1条第2項に定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴルフコース</li> <li>・ 野球場</li> <li>・ 1ha以上の墓園等</li> </ul>

**建築物としないもの**

鉄道及び軌道敷地内の運転保安に関する施設(信号所等)、跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽、その他これに類する施設

※ : 申請の対象となる建築物

したがって、以下のような行為は、都市計画法においては開発行為となりますが、土砂災害防止法においては開発行為に該当しません。

- 区画形質の変更が行われる土地に建築物の建築又は特定工作物の建設をしない場合（砂利採取等）
- 特定工作物以外の工作物の建設を目的とする土地の造成（鉄塔建設のための造成等）

## (6) 制限用途

特定開発行為の許可制度が適用される予定建築物の制限用途とは以下のとおりです。

### (特定開発行為の制限)

#### 法 第十条

2 前項の**制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないもの**をいう。

### (制限用途)

令 第六条 **法第十条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設**は、次に掲げるものとする。

一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設

二 特別支援学校及び幼稚園

三 病院、診療所及び助産所

### 【解 説】

制限用途とは、予定建築物の用途で**非自己用住宅並びに要配慮者利用施設**をいいます。

「以外の用途でないもの」とは、「用途が非自己用住宅及び要配慮者利用施設であるもの」の他、「用途が非自己用住宅及び要配慮者利用施設でないことが確定していないもの」を含む趣旨です。そのため、**用途が確定していない場合は、全て特定開発行為許可の申請をしなければならない**ので注意が必要です。

このため、制限用途は大きく次の3つのカテゴリーに分けられます。

- (イ) 非自己用住宅
- (ロ) 特に防災上配慮を要する者が利用する社会福祉施設等
- (ハ) 用途未定の建築物

制限用途である要配慮者利用施設とは、政令第6条に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設と定められています。非自己用住宅並びに政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設についての具体的な用途を表に示します。



表- 2.3 具体的な制限用途（※）

分類（令第6条）		具体的な制限用途
非自己用住宅		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿等 共同生活を営むべき住居
社会福祉施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）【老人福祉法第5条の3】、有料老人ホーム【老人福祉法第29条第1項】	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
	身体障害者社会参加支援施設【身体障害者福祉法第5条第1項】	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
	障害者支援施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項】	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
	地域活動支援センター【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項】	障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設
	福祉ホーム【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項】	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設
	障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項】	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、又は就労継続支援を行う事業で、それらの用に供する施設
	保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く）【生活保護法第38条第1項】	救護施設、更生施設、授産施設
	児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）【児童福祉法第7条】	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設【児童福祉法第6条の2の2】	児童発達支援、放課後等デイサービスを行うもので、それらの用に供する施設
	母子・父子福祉施設【母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条】	母子福祉センター、母子休養ホーム
母子健康包括支援センター【母子保健法第22条】	母子健康包括支援センター	
その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童相談所に設置される一時保護施設、市町村長が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設	
学校【学校教育法第72条、第22条】	特別支援学校、幼稚園	
医療施設	病院【医療法第1条の5第1項】	20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの
	診療所【医療法第1条の5第2項】	入院させるための施設がない、又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの
	助産所【医療法第2条】	助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所

※上記の施設は関係法令の定義に該当するものですが、該当しなくても実質的に同様な機能をもつ施設についても本条の制限用途の対象となります。具体的には以下の場合が該当します。

- (イ) 関係法令の定義の上では人数要件の関係から該当しない施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (ロ) 無認可の施設であっても、実質的に同様な機能をもつ施設
- (ハ) 関係法令の施行規則のレベルで施設が定義されている施設

## (7) 開発区域の定義

(定義)

### 都市計画法 第四条

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

【解説】

開発行為をする土地の区域を「開発区域」とといいます。主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために土地の区画形質の変更を行う区域を指しますが、開発区域外の既設道路に接続させるために設置するいわゆる取付道路は、原則として開発区域に含めます。

※ 詳細は、県監修の「開発許可ハンドブック」も参考にしながら、各開発許可権者に確認してください。

(8) 特定開発行為の単位

本制度の許可の単位である特定開発行為の単位すなわち土地の区画形質変更のとらえ方の単位については、現在の都市計画法に基づく開発行為許可制度における取扱いに準じます。

すなわち、土地の利用目的、物理的位置関係、時期的関係等からみて、**土地利用行為が一体不可分で一連のものとして認められる場合には、全体を一体の特定開発行為**としてとらえるものとします。

したがって、同一の者が隣近接の位置関係で、排水施設、道路等の設置を一連で行い、造成時期も近接しているような場合には、たとえ工区が設定され、工事が数回に区分して行われているとしても、これら一連の行為を全体として一体の特定開発行為と判断されます。

特定開発行為の単位図の①～⑪が区画形質の変更で土地利用行為が一体不可分で一連の特定開発行為であるならば、①～⑪の全ての行為が一体の特定開発行為となります。

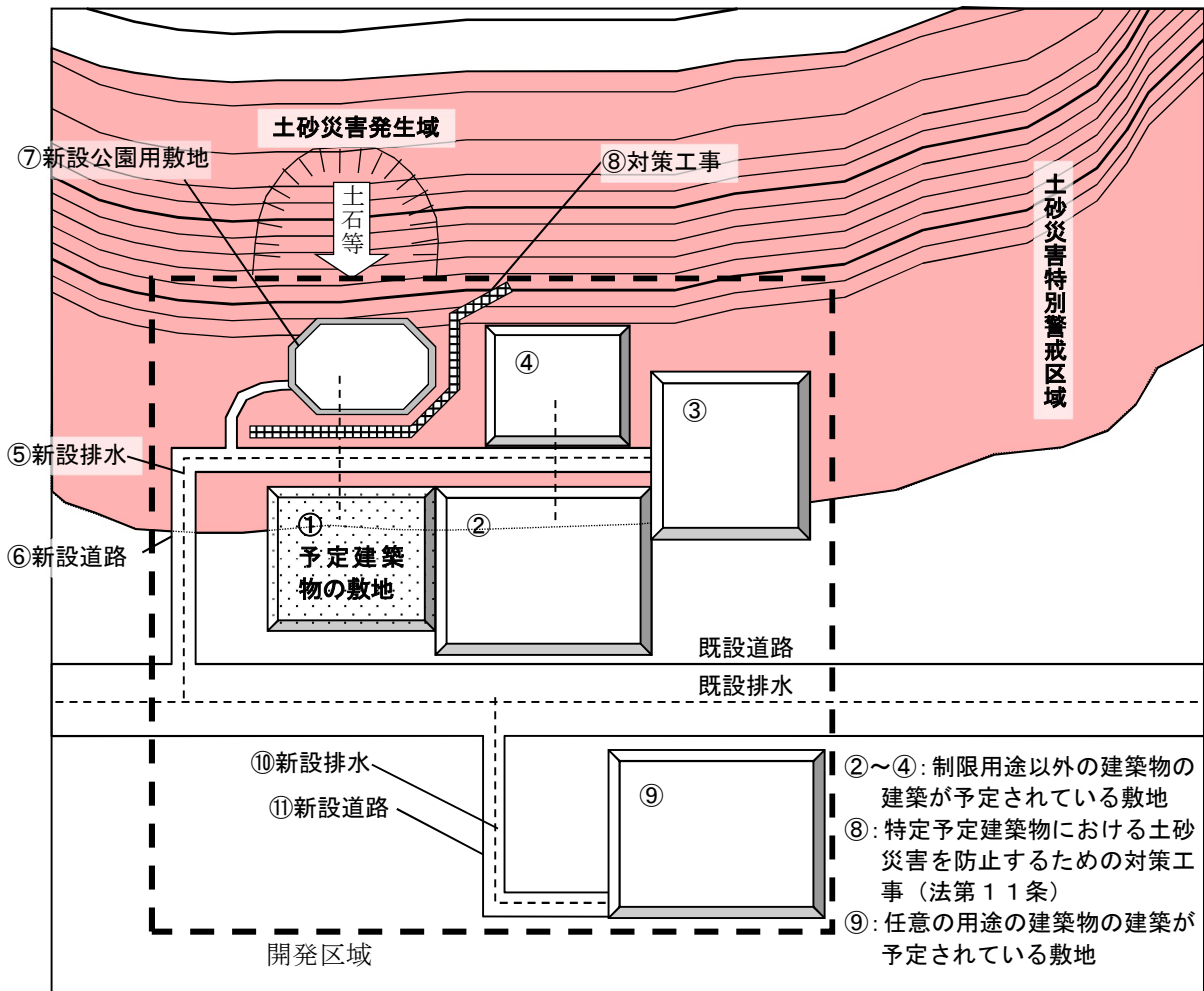


図- 2. 2 特定開発行為の単位図

ただし、特定開発行為に該当するか否かの判断は予定建築物の建築敷地が土砂災害特別警戒区域内に含まれるか否かにより判断するため、開発区域が土砂災害特別警戒区域にかかる場合においても、土砂災害特別警戒区域に予定建築物の敷地がかからなければ本規制の対象外となります。

### (9) 予定建築物

特定開発行為に該当する予定建築物（以下、「特定予定建築物」という。）であるかは、図- 2. 3に示すとおり、予定建築物が土砂災害特別警戒区域内に含まれるかどうかではなく、予定建築物の建築敷地が土砂災害特別警戒区域内に含まれるかどうかにより判断します。そのため、特定開発区域が土砂災害特別警戒区域にかかる場合においても、土砂災害特別警戒区域に予定建築物の敷地がかからなければ本規制の対象外となります。

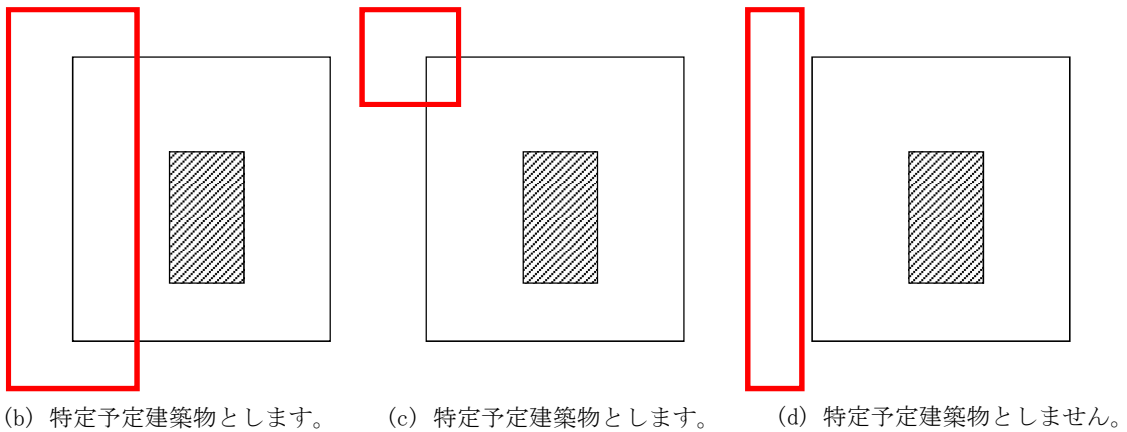
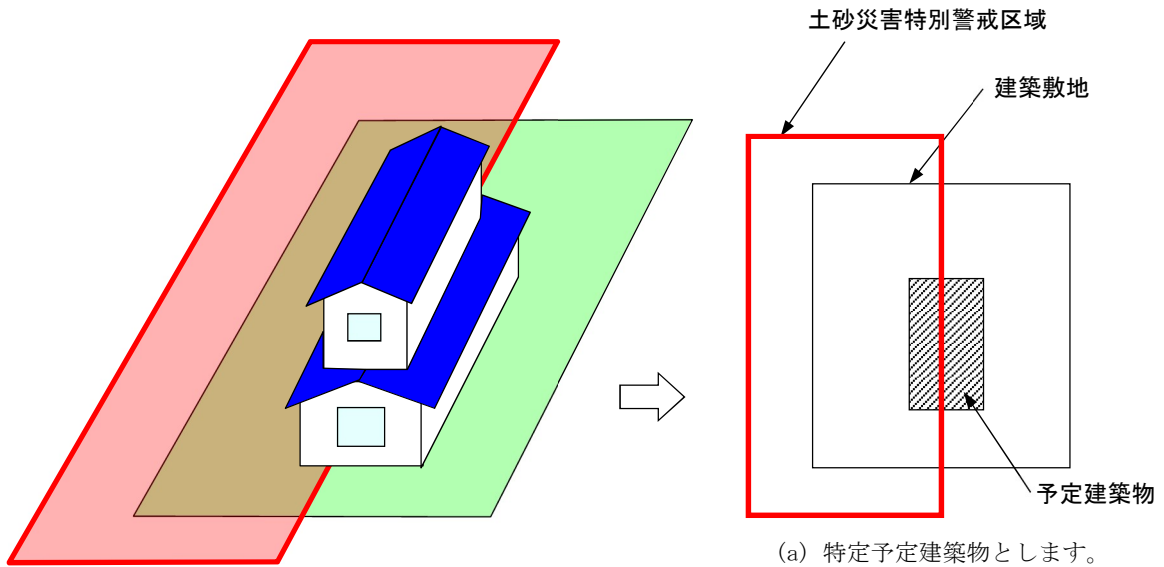
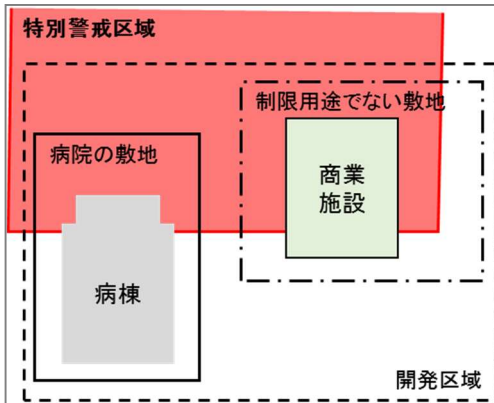


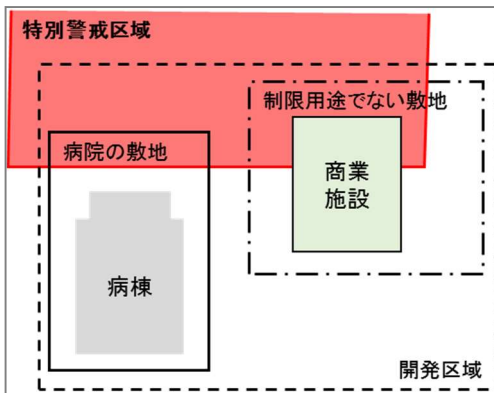
図- 2. 3 特定予定建築物の判断図

特定開発行為に該当するか否かの判断事例として、建築物の種類別に整理したものを以下に示します。

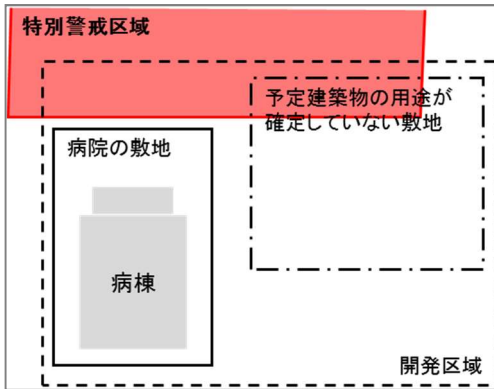
**【特定開発行為に該当する事例】**



■制限用途の予定建築物（病院の病棟）が土砂災害特別警戒区域内に位置するため、**特定開発行為に該当します。**

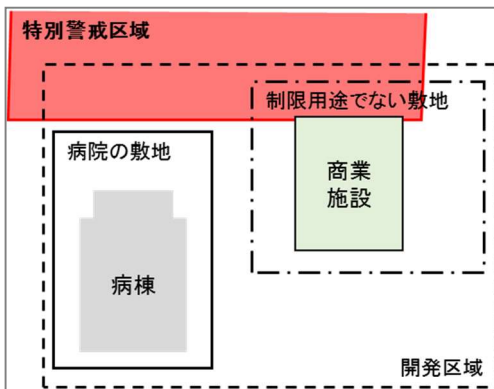


■制限用途の予定建築物（病院の病棟）は土砂災害特別警戒区域外に位置するが、その敷地（病院の敷地）が土砂災害特別警戒区域内に位置するため、**特定開発行為に該当します。**



■制限用途の予定建築物（病院の病棟）及びその敷地は土砂災害特別警戒区域外に位置するが、予定建築物の用途が確定していない敷地が土砂災害特別警戒区域内に位置するため、**特定開発行為に該当します。**

**【特定開発行為に該当しない事例】**



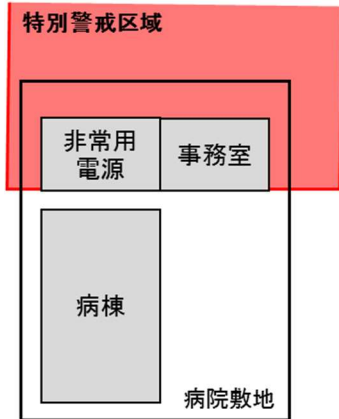
■制限用途の予定建築物及び敷地が土砂災害特別警戒区域外に位置する。制限用途でない建物（商業施設）の敷地のみが土砂災害特別警戒区域内になっているため、**特定開発行為には該当しません。**

図- 2. 4 開発区域と特定開発行為との関係図

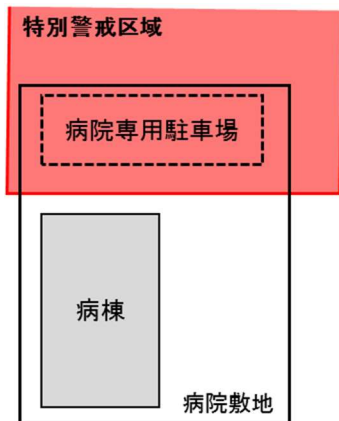
## (10) 敷地

特定開発行為に該当する予定建築物であるかは、予定建築物が土砂災害特別警戒区域内に含まれるかだけでなく、予定建築物の建築敷地が土砂災害特別警戒区域内に含まれるかどうかにより判断しますが、ここでいう「敷地」とは建築基準法施行令第1条第1号で定義されているとおり、1つの建築物、又は用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物（住宅、門、塀等）のある一団の土地をいいます。

### 【特定開発行為に該当する事例】

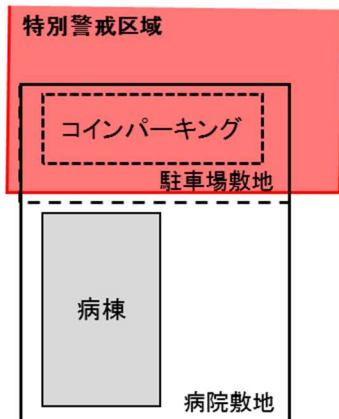


■病棟と非常用電源、事務室は一体として機能する（分離した際に用途上の目的を果たせなくなる）ため、用途上不可分であり病棟が土砂災害特別警戒区域外であっても、**特定開発行為に該当します**。



■病院と病院専用駐車場は一体として機能するため、用途上不可分であり病棟が土砂災害特別警戒区域外であっても、その敷地が土砂災害特別警戒区域内であるため、**特定開発行為に該当します**。

### 【特定開発行為に該当しない事例】



■病院と病院専用でない駐車場敷地は柵で仕切られており用途上可分であるため病院敷地は土砂災害特別警戒区域外となり、**特定開発行為に該当しません**。

図- 2.5 敷地と特定開発行為との関係図

## (11) 特定開発行為の制限の適用除外

### (特定開発行為の制限)

**法 第十条** 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

### (特定開発行為の制限の適用除外)

**令 第五条** 法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 **非常災害のために必要な応急措置**として行う開発行為
- 二 **仮設建築物の建築**の用に供する目的で行う開発行為

### 【解 説】

土砂災害特別警戒区域内において非自己用住宅や災害時要配慮者利用施設の開発規制を行うことにより国民の生命及び身体を土砂災害から保護するという、特定開発行為の許可制度の趣旨に反しないものについては、開発行為に該当したとしても、特定開発行為の許可を要しないものとされています。これに該当する行為は次の表のとおりです。

表- 2.4 特定開発行為許可の適用除外の行為

号	適用除外行為	具体例
1	非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為	被災者等の仮設住宅等
2	仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為	制限用途に該当し短期間に限り設置する建築物 例) 幼稚園の仮設園舎等

### 3. 特定開発行為許可制度の事務手続

#### (1) 手続きの概要（手続きの流れ）

特定開発行為に関する手続きの概要は以下のとおりです。次ページに手続きの流れを示します。

##### ① 対策工事等の計画（令第7条）

特定開発行為をしようとする者は、土砂災害から安全性を確保する目的で対策工法の選択、対策施設の配置計画等を立案する必要があります。

##### ② 対策工事等の設計（令第7条）

特定開発行為をしようとする者は、急傾斜地の崩壊等に伴い生ずる土石等の移動等によって生ずる力を設計外力として設定する等、技術的基準を満たす対策工事等の設計を行う必要があります。

##### ③ 特定開発行為許可申請（法第11条）

特定開発行為をしようとする者は、対策施設工事等の設計が完了した時点で、知事に特定開発行為許可申請をする必要があります。

##### ④ 対策工事等の計画の審査（法第12条、16条）

知事は、特定開発行為許可申請があったときは対策工事等の計画が技術的基準に従い講じられたものであるかどうか等について審査し、許可又は不許可の処分を行います。

##### ⑤ 対策工事等の施工

法第11条による申請に対し許可を受けた場合、特定開発行為をしようとする者は対策工事等を着工することができます。

##### ⑥ 特定開発行為変更許可申請（法第17条）

許可を受けた者が許可を受けた後に申請内容を変更する場合は、知事に変更許可申請をしなければなりません。

##### ⑦ 工事完了の検査（法第18条）

許可を受けて特定開発行為をしようとする者は、対策工事等が完了した際、その旨県知事に届け出の上、検査を受けなければなりません。

知事は技術的基準に適合しているかどうかについて検査を行い、適合している場合、検査済証を当該届け出た者に交付し、その旨を公告しなければなりません。

##### ⑧ 特定開発行為の廃止（法第20条）

特定開発行為をしようとする者が許可を受けた後に当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、知事に届け出なければなりません。



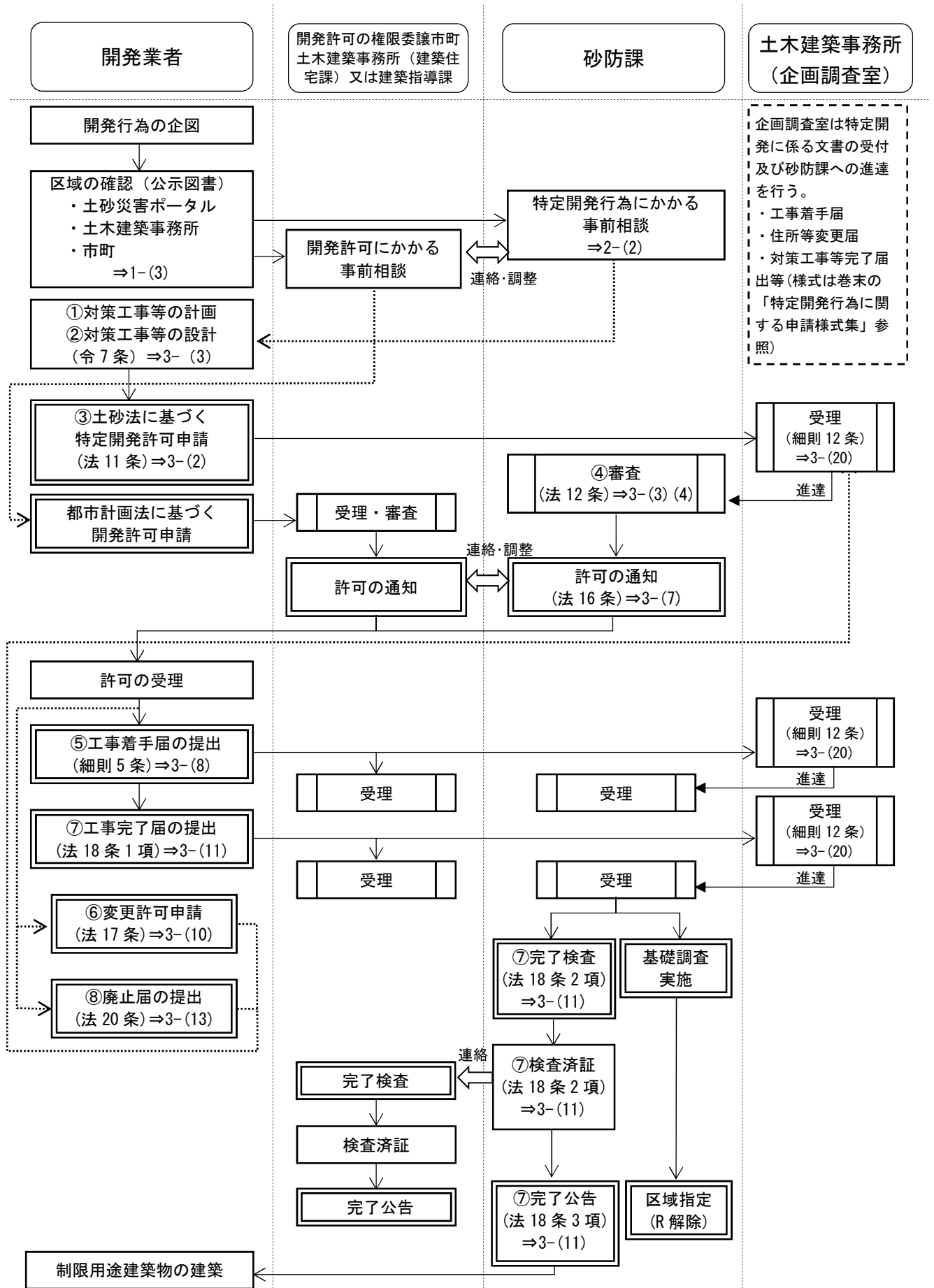


図- 3.1 特定開発行為許可制度に関する事務手続きフロー

(2) 申請の手続

**(申請の手続)**

**法 第十一条** 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
  - 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
  - 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
  - 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

**(特定開発行為の許可の申請)**

**規則 第八条** 法第十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の特定開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 法第十一条第一項第三号及び第四号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画説明書は、対策工事等の計画の方針、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況並びに開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。
- 4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺
現況地形図	地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに当該対策工事等の種類	二千五百分の一以上
土地利用計画図	開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状	千分の一以上
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置	千分の一以上
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上
対策工事等平面図	対策工事等を施行する位置及び当該対策工事等の種類	千分の一以上
対策工事等断面図	対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類	千分の一以上
対策施設構造図	対策施設（令第七条第三号から第五号までに規定する施設及び同条第六号に規定する擁壁をいう。以下この条において同じ。）の種類及び構造	二百分の一以上

- 5 第一項の場合において、対策施設を設置しようとする者は、令第七条第三号から第六号までに規定する技術的基準に適合することを説明する構造計算書を提出しなけれ

ばならない。

**(特定開発行為の許可申請書の記載事項)**

**規則 第九条** 法第十一条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日とする。

**(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)**

**規則 第十条** 法第十一条第二項の国土交通省令で定める図書は開発区域位置図及び開発区域区域図とする。

2 前項の開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において市町村界、大字、字及び小字の境界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

**(計画説明書の様式)**

**細則 第三条** 省令第八条第二項の計画説明書は、計画説明書(別記第二号様式)によらなければならない。

**(特定開発行為許可申請書の添付図書)**

**細則 第四条** 省令第八条第一項の特定開発行為許可申請書には、省令第十条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の登記事項証明書
- 二 特定開発行為をする土地の公図の写し
- 三 特定開発行為をする土地の求積図で縮尺五百分の一以上のもの
- 四 特定開発行為をする土地の状況を表示する写真
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

**【解説】**

特定開発行為許可を受けようとする者は、法第11条(申請の手続)、規則第8条～10条、細則第3条及び第4条の定めるところにより、特定開発行為許可申請書、計画説明書、計画図及びその他の必要な書類を作成して知事に申請しなければなりません。申請に必要な書類は以下のとおりです。

① 特定開発行為許可申請書(規則第8条) **【巻末 別記様式第二】**

申請書には、次の事項を記載する必要があります。

- ・ 特定開発行為をする土地の区域の位置、区域及び規模
- ・ 予定建築物の用途及びその敷地の位置
- ・ 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事の計画
- ・ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- ・ 対策工事等の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日(規則第9条)

② 計画説明書(細則第3条) **【巻末 別記第2号様式】**

計画説明書には、次の事項を記載する必要があります。

- ・ 対策工事等の計画方針
- ・ 土砂災害のおそれのある土地の現況並びに開発区域内の土地の現況及び土地利用計画

③ 計画図（規則第8条4項）

計画図として次の表に定める図面を作成する必要があります。

表- 3.1 申請時に必要な計画図等

図面の種類	明示すべき事項	図面の縮尺	確認事項
現況地形図	地形、土砂災害特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに対策工事等の種類	1/2,500 以上	・開発区域等との位置関係 ・当該区域において、対策施設の計画が技術的基準に基づき適切に策定されているか
土地利用計画図	開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状	1/1,000 以上	・保全すべき特定予定建築物の位置や範囲
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び対策施設を設置する位置	1/1,000 以上	・開発により地形状況が改変される部分 ・開発区域の切土又は盛土が特定予定建築物に与える影響
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/1,000 以上	・開発による地形変化 ・開発区域の切土又は盛土が特定予定建築物に与える影響
対策工事等平面図	対策工事等を施行する位置及び対策工事等の種類	1/1,000 以上	・施設の配置計画等が土砂災害を防止する上で適正かどうか
対策工事等断面図	対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類	1/1,000 以上	・断面形状から、必要な範囲を対策しているか、必要な高さまで対策しているか等
対策施設構造図	対策施設の種類及び構造	1/200 以上	・対策施設として必要な技術的基準を満たしているかどうか

④ 開発区域位置図及び開発区域区域図（規則第10条）

開発区域位置図及び開発区域区域図として次の表に定める図面を作成する必要があります。

表- 3.2 申請時に必要な添付図

図面の種類	明示すべき事項	図面の縮尺
開発区域位置図	開発区域の位置を表示した地形図	1/50,000 以上
開発区域区域図	開発区域周辺の市町村界、大字、字及び小字界、土砂災害特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を表示	1/2,500 以上

⑤ 構造計算書（規則第8条5項）

対策施設を設置しようとする場合は、技術基準に適合することを説明する構造計算書を提出する必要があります。

⑥ 添付図書（細則第4条）

申請書には以下の添付図書が必要です。

- ・ 特定開発行為をする土地の登記事項証明書
- ・ 特定開発行為をする土地の公図の写し
- ・ 特定開発行為をする土地の求積図で縮尺 1/500 以上のもの
- ・ 特定開発行為をする土地の状況を表示する写真
- ・ そのほか、知事が必要と認める図書

### (3) 対策工事等の計画の技術的基準

#### (許可の基準)

**法 第十二条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

#### (対策工事等の計画の技術的基準)

**令 第七条** 法第十二条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 対策工事の計画は、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画と相まって、特定予定建築物における土砂災害を防止するものであるとともに、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 二 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画は、対策工事の計画と相まって、開発区域及びその周辺の地域における土砂災害の発生のおそれを大きくすることのないものであること。
- 三 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である場合にあつては、対策工事の計画は、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからハまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからハまでに定める基準に従い行うものであること。
  - イ のり切 地形、地質等の状況を考慮して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発することのないように施行すること。
  - ロ 急傾斜地の全部又は一部の崩壊を防止するための施設 次の（１）から（３）までに掲げる施設の種類の区分に応じ、当該（１）から（３）までに定める基準に適合するものであること。
    - （１）土留 のり面の崩壊を防止し、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をせず、かつ、その裏面の排水に必要な水抜穴を有する構造であること。
    - （２）のり面を保護するための施設 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によりのり面を風化その他の侵食に対して保護する構造であること。
    - （３）排水施設 その浸透又は停滞により急傾斜地の崩壊の原因となる地表水及び地下水を急傾斜地から速やかに排除することができる構造であること。
  - ハ 急傾斜地の崩壊が発生した場合に生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び土石等の移動又は堆積により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- 四 土砂災害の発生原因が土石流である場合にあつては、対策工事の計画は、土石流を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからニまでに掲げる施設の設置の全部又は一部を当該イからニまでに定める基準に従い行うものであること。
  - イ 山腹工 山腹の表層の風化その他の侵食を防止すること等により当該山腹の安定性

を向上する機能を有する構造であること。

- ロ えん堤 土石流により流下する土石等を堆積することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該えん堤に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
  - ハ 床固 溪流の土石等の移動を防止することにより溪床を安定する機能を有し、かつ、土圧、水圧、自重及び土石流により当該床固に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
  - ニ 土石流を開発区域外に導流するための施設 その断面及び勾配が当該施設を設置する地点において流下する土石流を開発区域外に安全に導流することができる構造であること。
- 五 土砂災害の発生原因が地滑りである場合にあっては、対策工事の計画は、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を特定予定建築物の敷地に到達させることのないよう、次のイからへまでに掲げる工事又は施設の設置の全部又は一部を当該イからへまでに定める基準に従い行うものであること。
- イ 地滑り地塊の除去 地形、地質等の状況を考慮して、地滑りを助長し、又は誘発することのないように施行し、かつ、地滑り地塊の除去により形成されたのり面を安定するように施行すること。
  - ロ 水流の付替え 地形、地質、流水等の状況を考慮して、流水が速やかに流下するように施行すること。
  - ハ 排水施設 地滑りの原因となる地表水及び地下水を地滑り区域から速やかに排除することができる構造であること。
  - ニ 土留及びくい 地滑り力に対して安全な構造であること。
  - ホ ダム、床固、護岸、導流堤及び水制 地滑り地塊を安定させている土地を流水による浸食に対して保護する構造であること。
  - へ 地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等を堆積するための施設 土圧、水圧、自重及び地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- 六 対策工事の計画及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画において定める高さが二メートルを超える擁壁については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）に定めるところによるものであること。

## 【解説】

### 1) 許可の基準

特定開発行為の許可の基準は以下のとおりです。これらの基準を満たした場合、申請した特定開発行為は知事によって許可されます。

#### ① 対策工事

特定予定建築物における土砂災害を防止するために開発者が自ら施行することが必要な工事の計画が、政令第7条第3号～第6号に定められた技術的基準に従って講じられたもの

とすること。

② 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

対策工事以外の特定開発行為に関する工事が政令第7条第2号及び第6号に定めた技術的基準に従って講じられたものとする。 (対策工事の効果を妨げないものとする。)

③ 申請の手続き

申請の手続きが本法律又はこの法律に基づく規定に違反していないこと。

**2) 政令に定められた技術的基準**

本条文にある「政令に定めた技術的基準」は政令第7条に定める基準のことです。政令第7条には下記の事項について規定されています。これらの詳細については第2編～第4編に示します。

(イ) 対策工事の計画 (第1号)

(ロ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画 (第2号)

(ハ) 対策工事の計画又は施設の設置の基準 (第3号～第5号)

(ニ) 高さ2mを超える擁壁の構造 (第6号)

#### (4) 許可の条件

##### (許可の条件)

**法 第十三条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

##### 【解説】

前項の「許可の基準」では、特定予定建築物における土砂災害防止に必要な技術的基準が定められていますが、許可の結果として、新たに災害等が発生することがないように知事が条件を付することができるという規定です。

特定開発行為に関して付される具体的な条件については、次のようなものが想定されます。

##### (イ) 工事施行時の安全確保

急傾斜地の崩壊のおそれのある斜面付近での工事は、足場が悪く、施行ヤードが限られるといった厳しい条件下に置かれており、また、降雨時にはがけ崩れ等が発生するおそれがあることから、工事施工中の作業員の安全確保、近隣住民に対する危険の除去等の十全の措置が求められます。

##### (ロ) 施工管理の基準

当該手法の安全性が確保されているか、必要かつ十分な工事期間が保たれているか等の適正な施工管理が求められます。

##### (ハ) 品質管理

当該手法・工事に使用する材料の品質（強度、密度等）、規格（厚さ、長さ等）が確保され、技術的基準に照らした適正な防災施設等が整備されているかといった品質管理が求められます。

##### (ニ) 周辺区域の環境への配慮

汚水処理、騒音対策等の環境への配慮が求められます。



## (5) 既着手の場合の届出等

### (既着手の場合の届出等)

**法 第十四条** 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

### (既着手の場合の届出の方法)

**規則 第十一条** 法第十四条第一項の規定による届出は、別記様式第三に掲げる届出書を提出してしなければならない。

### 【解 説】

土砂災害特別警戒区域指定の際、既に特定開発行為に着手している者はその**指定の日から起算して21日以内**に、その旨を**知事に届け出【巻末 別記様式第三】なければなりません**。届出により、既着手の特定開発行為の内容が把握され、万一危険な開発を行っているのであれば、知事によって予定建築物の用途の変更、その他の必要な助言、勧告が行われます。この助言、勧告は具体的には以下のようなものが考えられます。

助言・・・現に開発工事を行っている場合、土砂災害特別警戒区域内であり、土砂災害の著しい危険がある土地であるという注意喚起

勧告・・・現に施行している開発工事の計画及び施行方法が土砂災害に対して安全なものとなっていない場合における具体的な改善方法（対策工事の実施、適切な施行管理等）の勧告や予定建築物の用途の変更の勧告

## (6) 許可の特例

### (許可の特例)

**法第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為**については、**国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立**することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

### 【解説】

#### 1) 許可の特例

**国又は地方公共団体が土砂災害特別警戒区域内において行う特定開発行為**については、国又は地方公共団体の公的性格に鑑み、これらと知事との**協議が成立することをもって、法第10条第1項の許可を受けた**ものとみなされます。

#### 2) 許可の手続

条文中の「許可を受けたものとみなす」とは、第一に、許可を得るための手続を要することなく、許可があったのと同等の効果を認める法律上の処理方式です。

したがって、法第10条（特定開発行為の制限）、第11条（申請の手続）等の特定開発行為許可の申請に関する規定は適用されません。

第二に、みなされた結果、国又は地方公共団体は許可を受けた者の地位に立つので、許可を受けた者に対する措置を定めた法第18条（工事完了の検査等）、第21条（監督処分）等の規定は適用されることとなります。例えば、工事が完了し、工事完了の検査に合格すれば検査済証が交付されることとなります。

#### 3) 変更の手続

本条は、許可の変更について規定した法第17条第4項において準用されています。

したがって、法第11条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとする場合にも、特定開発行為者である国又は地方公共団体と知事との協議により処理することとなります。

#### 4) 特例措置が適用される法人等

以下に掲げた法人等は、通常、特定開発行為に該当する行為（住宅の建設、宅地の造成、制限用途に係る施設の設置等）を業務としているものの、法令上、国等とみなされていることから、法第15条による協議成立により許可を受けたものとみなします。

労働者健康福祉機構（旧労働福祉事業団）、簡易保険福祉事業団、都市再生機構（地域振興整備公団と都市基盤整備公団が合併）、日本鉄道建設公団、地方住宅供給公社、空港周辺整備機構、地方道路公社、土地開発公社、日本郵政公社

## (7) 許可又は不許可の通知

### (許可又は不許可の通知)

**法 第十六条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

#### 【解説】

### 1) 許可又は不許可の通知

特定開発行為許可の申請があったときは、知事は遅滞なく許可又は不許可の処分を行わなければならない。処分は必ず文書で申請者に通知します。また、本条第2項及び行政手続法第8条により、不許可の処分をするときは、不許可の理由についても文書をもって通知します。

### 2) 変更時の手続

本条は、変更の許可について規定した法第17条第4項において準用されています。

したがって、知事は変更の許可又は不許可処分をしようとする場合にも、特定開発行為者であって変更許可の申請をした者に対して、同様に文書をもって通知します。

## (8) 工事着手の届出

### (工事着手の届出)

**細則 第五条** 法第十条第一項の許可(以下「特定開発行為許可」という。)を受けた者は、当該特定開発行為許可に係る工事に着手したときは、直ちにその旨を工事着手届(別記第三号様式)により知事に届け出なければならない。

#### 【解説】

工事着手届【巻末 別記第3号様式】には、次の事項を記載する必要があります。

- ・ 許可の年月日及び番号
- ・ 特定開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 工事着手年月日
- ・ 工事現場管理者

(9) 特定開発行為許可済標識の掲示

**(特定開発行為許可済標識の掲示)**

**細則 第七条** 特定開発行為許可を受けた者は、当該特定開発行為許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に特定開発行為許可済標識(別記第五号様式)を掲示しておかなければならない。

**【解 説】**

特定開発行為の許可を受けた者は、当該許可に係る**対策工事等の施工期間中、特定開発行為をする土地の見やすい場所に、標識【巻末 別記第5号様式】を設置する必要があります。**

これにより、特定開発行為の許可に関する違反行為又は不正行為が発見されやすくなるものと考えられ、知事がこれらの状態を是正するために必要な処分を行うことができます。

標識には、次の事項を記載する必要があります。

- ・ 許可の年月日及び番号
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称
- ・ 開発区域の面積
- ・ 予定建築物等の用途
- ・ 工事の期間
- ・ 許可を受けた者の住所及び氏名
- ・ 工事施行者の住所及び氏名
- ・ 工事現場管理者の氏名

(10) 変更の許可等

**(変更の許可等)**

**法 第十七条 第十条第一項の許可(この項の規定による許可を含む。)を受けた者は、**

**第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更**をしようとする場合においては、**都道府県知事の許可**を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

**(軽微な変更)**

**規則 第十二条** 法第十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、対策工事等の着手予定年月日及び対策工事等の完了予定年月日の変更とする。

**(変更の許可の申請書の記載事項)**

**規則 第十三条** 法第十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 特定開発行為の許可の許可番号

**(住所等の変更の届出)**

**細則 第六条** 特定開発行為許可(法第十七条第一項の規定による許可を含む。)を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、速やかに住所等変更届(別記第四号様式)にその変更の事実を証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

**(特定開発行為の変更の許可の申請)**

**規則 第八条** 法第十七条第二項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書(別記第六号様式)によらなければならない。

2 前項の特定開発行為変更許可申請書には、省令第十条に規定する図書及び第四条各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えなければならない。

**(特定開発行為の変更の届出)**

**規則 第九条** 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、特定開発行為変更届(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

## 【解 説】

### 1) 変更許可申請

#### ①変更許可の対象事項

既に許可を受けた特定開発行為の内容を以下のように変更する場合には、変更許可申請【**巻末 別記第6号様式**】を行わなければなりません。

- (イ) 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置（法第11条第1項第2号）を変更した場合
- (ロ) 対策工事の計画（法第11条第1項第3号）を変更した場合
- (ハ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（法第11条第1項第4号）を変更した場合

#### ②変更の許可の申請

変更許可の申請書には以下の事項を記載するものとします。

- (イ) 特定開発行為の許可の年月日及び番号
- (ロ) 変更事項

法第11条第1項、規則第8条、第9条及び第10条に基づく特定開発行為許可申請書（別記様式第二）及び添付図書（現況地形図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、対策工事平面図、対策工事断面図、対策施設構造図、開発区域位置図及び開発区域図、細則第4条に掲げる添付図書）の内容について変更した場合、変更した計画についての申請書及び添付図書を作成するものとします。

- (ハ) 変更の内容
- (ニ) 変更の理由

### 2) 変更届

法第17条第1項ただし書きに規定されている事項の変更を行おうとするときは変更許可は要しませんが、同条第3項により知事に届け出【**巻末 別記第7号様式**】なければなりません。変更許可を要しないもの及びその理由は次のとおりです。

- (イ) 変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のもの

変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のものとなる場合には、対策工事等の計画との関係について改めて審査することの実益に乏しいことから、変更許可ではなく、届出で足りる。

- (ロ) 国土交通省令で定める軽微な変更

変更許可の対象となる法第11条第1項第2号から第4号の事項のうち変更許可を要するまでもない軽微な変更については、行政事務の合理化の観点から、届出で足りることとします。具体的には、対策工事等の着手予定年月日又は対策工事等の完了予定年月日の変更がこれに当たります。（規則第12条）

## (11) 工事完了の検査等

### (工事完了の検査等)

**法 第十八条 第十条第一項の許可を受けた者**は、当該許可に係る**対策工事等の全てを完了**したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を**都道府県知事に届け出**なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認められたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

### (対策工事等の完了の届出)

**規則 第十四条** 法第十八条第一項の規定による届出は、別記様式第四の工事完了届出書を提出して行うものとする。

### (検査済証の様式)

**規則 第十五条** 法第十八条第二項に規定する検査済証の様式は、別記様式第五とする。

### (対策工事等の完了公告)

**規則 第十六条** 法第十八条第三項に規定する対策工事等の完了の公告は、開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。

## 【解説】

### 1) 工事完了の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等のすべてが完了したとき、許可を受けた者は**完了届【巻末 別記様式第四】を知事に提出し、完了検査**を受けなければなりません。

知事に届出を行う時期は、以下の工事がすべて完了したときです。

- (イ) 土砂災害を防止するために特定開発行為の許可を受けた者が施行する工事（対策工事）
- (ロ) 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

### 2) 完了検査

工事完了の届出の後、知事によって、対策工事等が法第11条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査します。適合していると認められるときは、**検査済証【巻末 別記様式第五】を交付**します。

### 3) 完了公告

完了検査に合格すれば、検査済証を交付するとともに、当該工事が完了した旨を公告します。すなわち、工事完了検査ではなく、**公告があつて初めて建築制限が解除**されます。

(なお、公告と同時期に土砂災害特別警戒区域の指定が解除されます。)

## (12) 建築制限

### (建築制限)

**法 第十九条** 第十条第一項の許可を受けた開発区域（土砂災害特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

#### 【解説】

##### 1) 建築制限

開発区域内の土地において、工事完了の公告があるまでは、制限用途の建築物の建築は禁止されています。この制限は、特定開発行為許可を受けた事業主のみでなく、何人も制限用途の建築物を建築してはなりません。

また、本条は、あくまでも制限用途の建築物の建築を禁止するものであり、特定予定建築物以外のもの、すなわち、そもそも法第10条による制限の対象になっていない用途に係る建築物の建築を何ら制限するものではありません。

##### 2) 公告前に建築に着手した場合の取扱い

本条に違反して、公告前に建築に着手してしまった場合は、法第30条により罰則が課されます。



(13) 特定開発行為の廃止

**(特定開発行為の廃止)**

**法 第二十条** 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る**対策工事等を廃止したときは**、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を**都道府県知事に届け出なければならない**。

**(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出)**

**規則 第十七条** 法第二十条に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出は、別記様式第六による特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を提出して行うものとする。

**(特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書の添付図書)**

**細則 第十条** 省令第十七条の特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 特定開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- 二 特定開発行為に関する工事を廃止したときの土地の状況を表示する図面及び写真
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

**【解 説】**

法第10条1項の許可を受けた者は、対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を廃止したときには、規則第17条により知事に「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書」【**巻末 別記様式第六**】を提出しなければなりません。

この規定を設けた理由は次のとおりです。

- ・ 本法に基づく監督を行うべき対象を的確に把握するため。
- ・ 工事をむやみに途中で廃止されることに伴う災害等の弊害発生の未然防止を図るため。

## (14) 監督処分

### (監督処分)

**法 第二十一条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
  - 二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者
  - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であつて、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従つて講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
  - 四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

### (都道府県知事の命令に関する公示の方法)

**規則 第十八条** 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県の公報への掲載とする。

### 【解 説】

本法は、特定開発行為を行う者に対して制限を設けていますが、この制限は土砂災害特別警戒区域における土砂災害を防止するために必要不可欠なものであり、これに関する違反や不正行為は、早急に排除されなければ、本法の目的を達成する上で大きな障害となります。そこで、特定開発行為の許可に関する違反行為又は不正行為を行った者に対し、都道府県知事がこれらの状態を是正するために必要な処分を行うことが監督処分の目的です。監督処分が行われた場合には、その旨が標識の設置又は県報により公示されます。

## 1) 監督処分の対象

法第21条第1項の規定により、知事は次のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができます。

- (イ) 法第10条第1項（特定開発行為の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ロ) 法第17条第1項（変更の許可）の規定に違反して、特定開発行為をした者
- (ハ) 法第10条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (ニ) 法第17条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (ホ) 法第12条及び政令第7条の技術的基準の規定に違反した対策工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで、自ら工事を行っている者若しくはした者
- (ヘ) 詐欺その他不正な手段により法第10条第1項又は法第17条第1項の許可を受けた者

## 2) 監督処分の公示

知事は、監督処分として特定開発行為に関する工事その他の行為を停止することや、必要な措置をとることを命じた場合において、命令が発せられた旨を標識の設置又は県報への掲載（規則第18条）によって公示します。

命令を受けた土地、建築物、建築物の敷地の所有者、管理者、占有者は、標識の設置を拒んだり妨げたりすることは禁じられています。

## (15) 立入検査

### (立入検査)

- 法 第二十二條** 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
- 2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 【解 説】

特定開発行為に関する本法に基づく処分等の適正を確保するため、以下に示すいずれかの必要がある場合に、知事又は県職員等は、その対象となる土地に立ち入り、当該土地又は対策工事等の状況を検査することができます。

- (イ) 当該特定開発行為を許可するかどうかを決定するため（法第10条第1項）
- (ロ) 当該特定開発行為の変更を許可するかどうかを決定するため（法第17条第1項）
- (ハ) 当該対策工事等が法第10条に規定する政令で定める技術的基準に適合したものであるかどうかを検査するため（法第18条第2項）
- (ニ) 当該土地において制限用途の建築物の建築の禁止が遵守されているかどうかを把握するため（法第19条）
- (ホ) 当該特定開発行為の許可を取り消す等の措置をとるかどうか等を決定するため（法第21条第1項）

## (16) 報告の徴収等

### (報告の徴収等)

**法 第二十三条** 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

### 【解 説】

特定開発行為の許可を受けた者に対して、知事は、当該許可に係る土地の状況又は当該土地に係る造成工事、土砂災害防止工事等の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

当該特定開発行為の現状を的確に把握した結果、知事は、助言又は勧告という法律上は相手方を拘束する効果を有しない誘導的措置から、監督処分という行政代執行等の履行確保手段を備えた措置に至るまでの多様な行政措置を講じることが可能となり、土砂災害の防止を目的とする本法の適正な運用が確保されます。

なお、助言・勧告は具体的には次のようなものが考えられます。

助言・・・・・・・・対策工事の安全対策管理の徹底の助言

勧告・・・・・・・・対策工事の施行管理が適切に行われていない場合における基準に適合した材料及び材質を使用すべき旨の勧告

(17) 罰則

<b>罰則</b>	
<b>法 第三十八条</b>	次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者
<b>法 第三十九条</b>	次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者 二 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
<b>法 第四十条</b>	第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
<b>法 第四十一条</b>	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
<b>法 第四十二条</b>	第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

【解 説】

1) 違反行為者に対する罰則

違反行為者に対する罰則は次の表に示すとおりです。

表- 3.3 罰則

条	罰 則 規 定	罰 則 対 象
38	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者
39	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
40	20万円以下の罰金	第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
42	20万円以下の過料	第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 2) 雇用者等に対する罰則

法第38条から法第42条に規定されている違反行為がなされた場合、現実はその行為をした者が法第38条から法第42条に規定されているとおりの罰則の適用を受けるのですが、それに加えて、当該現実はその行為をした者が、以下のいずれかに当たる場合には、その法人又は人に対しても、それぞれ該当する条文に基づき罰金刑が科せられます。

- (イ) 法人の代表者
- (ロ) 法人又は個人の代理人
- (ハ) 法人又は個人の使用人その他の従業者

これは、実際の行為者は、必ずしも自身の固有の利益又は動機のために違反行為を行うわけではなく、自身が代表している法人や代理人を務めている法人又は個人、雇用されている法人又は個人の利益のために、あるいはこれら法人又は個人に命じられて行動した結果、これら違反行為を行う場合があることから、その法人又は個人に対しても罰金刑を科することにより、本法の実効性の確保を図ろうとするものであります。

## (18) 地位の承継

### (地位の承継)

**細則 第十一条 特定開発行為許可を受けた者の相続人その他の承継人又は特定開発行為許可を受けた者から当該特定開発行為許可に係る土地の所有権その他当該特定開発行為許可に係る工事を施行する権原を取得した者は、当該特定開発行為許可に基づく地位を承継することができる。**

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに地位承継届(別記第八号様式)に地位を承継したことを証する書類を添えて知事に届け出なければならない。

### 【解説】

#### 1) 一般承継

特定開発行為の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた許可に基づく地位を当然に承継する。地位を承継した者は地位承継届【巻末 別記第8号様式】により知事に届け出なければなりません。このときにおいては、地位の承継を証明する書類を添付するものとします。

なお、一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人又は合併により新たに設置された法人を指します。また、許可に基づく地位とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいうものであります。

#### 2) 特定承継

特定開発行為の許可を受けた者から開発区域内の土地の所有権等工事を施行する権原を取得した者は、一般承継と同じく知事へ届出をすることにより、許可に基づく地位を承継することができます。

承継しようとする者は、地位の承継を証明する書類を添付して地位承継届【巻末 別記第8号様式】を知事に提出しなければなりません。



(19) チェックリスト

事務手続きにあたって、留意すべき事項を整理したチェックリストを以下に示します。

土砂災害防止法に関する特定開発許可チェックリスト

チェック項目	確認	掲載箇所	備考
<b>1 土砂災害防止法における特定開発行為の規制対象となるかの確認</b>			
(1) 都市計画法に規定された開発行為に該当するか		手続き編 2-(4)	
(2) 予定建築物の用途が制限用途か、また用途が確定していない予定建築物があるか		手続き編 2-(6)	
(3) 開発区域の一部又は全部が特別警戒区域に入っているか		手続き編 2-(8)	
(4) 予定建築物の敷地が特別警戒区域内に入っているか		手続き編 2-(10)	
(5) 適用除外となる開発行為でないか		手続き編 2-(11)	
<b>2 新規許可申請時の確認</b>			
(1) 以下の申請図書が揃っているか（正副 2 部）		手続き編 3-(2)	
1) 特定開発行為許可申請書			別記様式第二
2) 計画説明書			別記第2号様式
3) 計画図			
現況地形図（縮尺1/2, 500以上）			
土地利用計画図（縮尺1/1, 000以上）			
造成計画平面図（縮尺1/1, 000以上）			
造成計画断面図（縮尺1/1, 000以上）			
対策工事等平面図（縮尺1/1, 000以上）			
対策工事等断面図（縮尺1/1, 000以上）			
対策施設構造図（縮尺1/200以上）			
4) 構造計算書（対策施設を設置する場合）			
5) 申請書の添付図書			
開発区域位置図（縮尺1/50, 000以上）			
開発区域区域図（縮尺1/2, 500以上）			
特定開発行為をする土地の登記事項証明書			
特定開発行為をする土地の公図の写し			
特定開発行為をする土地の求積図（縮尺1/500以上）			
特定開発行為をする土地の状況を表示する写真			
その他知事が必要と認める図書			
(2) 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		手続き編 3-(3)	
(3) 許可又は不許可の通知を受けたか		手続き編 3-(7)	
<b>3 変更許可申請時の確認</b>			
(1) 以下の申請図書が揃っているか（正副 2 部）		手続き編 3-(10)	
1) 変更許可申請書			別記第6号様式
2) 添付図書			
3) 変更届出書（軽微な変更をする場合）			別記第7号様式
(2) 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		手続き編 3-(3)	
(3) 許可又は不許可の通知を受けたか		手続き編 3-(7)	
<b>4 工事着手時の確認</b>			
(1) 工事着手届が提出されているか			別記第3号様式
(2) 特定開発行為許可済標識は掲示したか			別記第5号様式
<b>5 工事完了検査時の確認</b>			
(1) 工事完了届出書が提出されているか		手続き編 3-(11)	別記様式第四
(2) 当該対策工事等の計画が技術的基準に適合しているか		手続き編 3-(3)	
(3) 検査済証の交付を受けたか		手続き編 3-(11)	別記様式第五
(4) 工事完了の公告はされたか			
<b>6 その他の確認</b>			
(1) 既着手の場合の届出書		手続き編 3-(5)	別記様式第三
(2) 特定開発行為廃止届 添付図書		手続き編 3-(13)	別記様式第六
(3) 地位継承届出書 添付書類		手続き編 3-(18)	別記第8号様式

## (20) 書類の提出

### (書類の提出)

**細則 第十二条** 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該土地の属する区域を所管する土木事務所の長を経由し、正本一部及び副本一部を提出しなければならない。

### 【解 説】

土砂災害防止法の規定により知事に提出する申請書等について、提出先を各土木事務所とし、提出部数を正本1部、副本1部とします。

各土木事務所の所在を下表に示します。

表- 3.4 各土木（建築）事務所所在地

事務所名	住 所	電話番号
岩国土木建築事務所	岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1540
柳井土木建築事務所	柳井市南町3丁目9-3	0820-22-0396
周南土木建築事務所	周南市毛利町2丁目38	0834-33-6471
防府土木建築事務所	防府市駅南町13-40	0835-22-3485
防府土木建築事務所（山口支所）	山口市神田町6-10	083-922-1070
宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-21-7125
宇部土木建築事務所（美祿支所）	美祿市大嶺町東分沖田3449-5	0837-52-1105
下関土木建築事務所	下関市貴船町3丁目2-1	0832-23-7101
長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1	0837-22-2920
萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-0043

## 4. その他

### (1) 手数料

特定開発行為の許可申請（法第11条）及び変更申請（法第17条）の際には、山口県使用料手数料条例に基づき、下記の申請手数料が必要になります。

土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可	一件につき 四万四千元
土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の変更の許可	一件につき 四千五百円

## (2) 他の法律との関連

宅地造成を規制する制度として関連が深い、都市計画法や宅地造成等規制法、砂防法、急傾斜地の崩壊の防止に関する法律、地すべり等防止法及びそれらに基づいた県条例等について、その目的や規制対象、規制内容を比較検討しました。

### 1) 砂防三法との関係

砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地法（以下「砂防三法」と総称する。）と本法の関係についてみると、本法は、適用対象の空間概念としては、土砂災害が発生し土砂災害を受ける区域に着目した法律であり、採用されている手法としては工事を含まない、いわばソフト対策法であります。他方、砂防三法は、適用対象の空間概念としては土砂災害の発生源に着目し、政策目的の実現手法としては土砂災害の誘発助長等の行為の制限や工事を実施するための規定を置いています。

### 2) 都市計画法との関係

土砂災害防止法と都市計画法の趣旨は表- 4. 1のように整理できます。**都市計画法は、土砂災害防止法のように個々の建築物の安全性を確保するものではなく、集団規定として安全性の確認を行うものである**ことから、開発行為の**審査内容は必ずしも一致するものではありません**。

また、都市計画区域外では原則として適用されないことや、社会福祉施設、医療施設等が除外されているように、要配慮者に対する配慮が十分でない等の課題があり、土砂災害防止法に特定開発行為の許可制度が設けられています。

表- 4. 1 両法律の趣旨

法律	条文	法律の趣旨
土砂災害防止法	第10条	土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地の分譲や避難行動に関して制約が大きい社会福祉施設等の要配慮者利用施設を目的とする開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
都市計画法	—	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き制度」）を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としています。
	第33条第1項第8号	市街地として最低限必要な水準を確保するための基準の一つとして、防災の観点から開発行為を行うことが適切でない区域（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域）を開発区域に含まないことが規定されています。

### 3) その他の許可制度との関係

#### (イ) 宅地造成許可制度

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴う切土や盛土により生ずるがけの安全性を確保することを目的とし、宅地造成に関する工事について、造成地の崩壊及び土砂の流出等を防止するための擁壁や排水施設等の整備が求められる等災害の防止のため必要な規制を行うことを内容としています。一方、土砂災害防止法は、自然の状態で既に土砂災害の危険性を内包している土地において被災から回避することを目指し、背後の自然斜面からの土砂の流入等を防止するための対策工事等が求められ、その結果、居住等する人々の生命・身体の安全を図るものであります。

また、宅地造成等規制法は、対象区域の範囲を「市街地又は市街地になろうとする土地の区域」に限定する一方で、造成地の用途は特段限定せず、さらに建築物の構造制限とも関連させていませんが、本法では、対象区域の範囲を市街地等といったように限定しない一方、開発の用途によって許可対象を限定しています。

このように両法は、土砂災害の防止を図るという点では、類似していますが、安全性を確保する対象が異なる内容になっています。そのため、特定開発行為の許可を要し、かつ宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域での許可を要する場合には、両方の許可を得なければなりません。

#### (ロ) その他の許可制度

その他の法律による規制については、表- 4. 2 のようなものがあり、特定開発行為をしようとする者は「特定開発行為許可申請」とは別に許可を受ける必要があります。

表- 4. 2 その他の規制区域の許可申請

法 律	規 制 等
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	地域森林計画対象民有林において1 ha を超える開発行為【林地開発】
農地法	農地転用の制限
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域
国有財産法	管理者の同意【都市計画法第32条】
自然公園法	法律に基づく指定地域
自然環境保全法	県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
都市緑地保全法	緑地保全地区
文化財保護法	文化財保護上保全を必要とする土地の区域
鳥獣保護法	鳥獣保護区
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の規制区域の指定

主な連絡調整先は表- 4. 3 のとおりです。

表- 4. 3 特定開発行為許可申請に係る連絡調整先一覧

法令等	規模	連絡先	調整内容	備考
都市計画法 第 29 条(開発行為の許可)	1ha 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町担当課 岩国市、周南市、防府市、山口市、宇部市、萩市、下関市</li> <li>県建築指導課 上記以外の市町</li> </ul>	都市計画法第 29 条の許可も必要な場合、許可の処分と検査を同時期に行う点について調整する。	申請等の受付は各市町担当課
	1ha 未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町担当課 岩国市、柳井市、光市、周南市、防府市、山口市、宇部市、山陽小野田市、萩市、長門市、下関市</li> <li>所管土木建築事務所 和木町、周防大島町、田布施町、平生町、下松市、美祢市</li> </ul>		
宅地造成等規制法 第 8 条(宅地造成に関する工事の許可)	全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町担当課 下関市、岩国市、周南市</li> </ul>	宅地造成等規制法第 8 条の許可も必要な場合、許可の処分と検査を同時期に行う点について調整する。	宅地造成工事規制区域内
農地法 第 4 条第 1 項(農地の転用の制限) 第 5 条第 1 項(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)	全て	農村振興課	農地法の許可も必要な場合、許可の処分と検査を同時期に行う点について調整する(特定開発行為許可までに市町村農業振興地域整備計画の変更を終了しておく必要があるため、早い段階での調整が必要)。	
森林法 第 10 条の 2(林地開発行為の許可)	1ha を超える	森林整備課及び 農林事務所森林部	森林法第 10 条の 2 の許可も必要な場合、許可の処分と検査を同時期に行う点について調整する。	
	大規模開発(50ha 以上)	林政課		
	1ha 以下の伐採	市町村		
土砂災害防止法 第 10 条第 1 項(特定開発行為の制限)	全て	土木建築事務所	申請受理について	土砂災害特別警戒区域内の全ての開発
	全て	砂防課	手続き関係について 対策工事等の審査について 土砂災害特別警戒区域の範囲の判断について 建築物の敷地(用途上の可分不可分の判断等)について	土砂災害特別警戒区域内の全ての開発

## 【巻末参考資料】

- ① 手続き様式集
- ② 土砂災害防止法（特定開発に関する条文抜粋）
- ③ 開発に関する法文（抜粋）
- ④ 制限用途に関する法文（抜粋）

## ① 手続き様式集

様式名	関係条項	内容
様式 1	特定開発行為事前相談書	特定開発行為に関する事前相談書
別記様式第二	土砂災害防止法施行規則第 8 条	特定開発行為許可申請書
別記様式第三	土砂災害防止法施行規則第 11 条	届出書
別記様式第四	土砂災害防止法施行規則第 14 条	対策工事等完了届出書
別記様式第五	土砂災害防止法施行規則第 15 条	特定開発行為に関する対策工事等の検査済証
別記様式第六	土砂災害防止法施行規則第 17 条	特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書
別記第 2 号様式	土砂災害防止法施行細則第 3 条	計画説明書
別記第 3 号様式	土砂災害防止法施行細則第 5 条	工事着手届
別記第 4 号様式	土砂災害防止法施行細則第 6 条	住所等変更届
別記第 5 号様式	土砂災害防止法施行細則第 7 条	特定開発行為許可済標識
別記第 6 号様式	土砂災害防止法施行細則第 8 条	特定開発行為変更許可申請書
別記第 7 号様式	土砂災害防止法施行細則第 9 条	特定開発行為変更届
別記第 8 号様式	土砂災害防止法施行細則第 11 条	地位承継届



## 特定開発行為事前相談書

相談 箇所 ※1	所在地		
	区域名		
	箇所番号		
相談日		年	月 日
相談者			
特定開発 該当チェック		①都市計画法第4条第12号の開発行為に該当するか？	<input type="checkbox"/>
		②開発区域の一部又は全部が土砂災害特別警戒区域に指定されているか？	<input type="checkbox"/>
		③予定建築物の敷地の一部又は全部が土砂災害特別警戒区域に指定されているか？	<input type="checkbox"/>
		④開発行為の内容は、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要か？	<input type="checkbox"/>
		⑤予定建築物の用途が土砂災害防止法第10条の制限用途か？	<input type="checkbox"/>
		⑥特定開発行為の適用除外となる行為か？（非常災害の応急措置、仮設建築物の建築）	<input type="checkbox"/>
備考			
		添付資料（ <span style="float: right;">）</span>	
砂防課 記入欄	協議	電話 ・ 来庁 ・ メール （該当に○）	
	対応者		
	相談 内容	特定開発行為 R解除（自ら対策） 建築の構造規制 新規指定 その他（ <span style="float: right;">）</span>	

※1:土砂災害警戒区域等の指定状況については、「山口県土砂災害ポータル(「山口県、土砂災害ポータル」で検索してください。)」でも確認することができます。不明な場合は空欄でもかまいません。

別記様式第二（第八条関係）

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 特定予定建築物の用途	
	4 特定予定建築物の敷地の位置	
	5 対策工事の概要	
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
	7 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第三（第十一条関係）

届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第四（第十四条関係）

対 策 工 事 等 完 了 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 対策工事等の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事等を完了した開発区域  
に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	年 月 日 第 号
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 否
※検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第十五条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の検査済証

第 号  
年 月 日

都道府県知事

下記の特定開発行為に関する対策工事等は、 年 月 日検査の結果土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定による特定開発行為の許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

別記様式第六（第十七条関係）

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住 所  
氏 名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等（許可番号 年 月 日 第号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記第2号様式（細則第3条関係）

計 画 説 明 書

対策工事等の計画の方針	特定開発行為の目的						
	対策工事の方法						
	特記事項						
急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況	土砂災害の発生原因となる自然現象	1 急傾斜地の崩壊 2 土石流 3 地滑り					
	砂防指定地等	1 砂防指定地 2 地すべり防止区域 3 急傾斜地崩壊危険区域 4 保安林 5 その他( )					
現況	土砂災害を防止するための施設の状況						
開発区域内の土地の現況	地域地区等	区域区分		用途地域の種類		その他の地域地区の種類	
		1 市街化区域 2 市街化調整区域 3 その他の区域					
	地目別の概要	区分	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他
		面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		比率	%	%	%	%	100%
開発区域内の土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地	公益的施設用地	その他	計
		建築物の用途が制限用途であるもの	建築物の用途が制限用途以外の用途であるもの				
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	比率	%	%	%	%	%	100%

- 注 1 開発区域を工区に分割したときは、工区別の計画説明書を作成すること。
- 2 「特定開発行為の目的」欄には、住宅分譲その他土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6条各号に掲げる施設の区分を記入すること。
- 3 「特記事項」欄には、設計上考慮した周辺地との関連その他施行地区内の計画で特に配慮した事項を記入すること。
- 4 「土砂災害の発生原因となる自然現象」欄、「砂防指定地等」欄及び「地域地区等」欄の「区域区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 5 「公共施設用地」とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設の用地をいう。
- 6 「公益的施設用地」とは、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第27条の公益的施設の用地をいう。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第3号様式（細則第5条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
届 出 者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり特定開発行為許可に係る工事に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工事着手年月日	年 月 日
工事現場管理者	住所及び氏名
	連絡場所 (電話 局 番)

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



別記第4号様式（細則第6条関係）

住所等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
届出者 住所  
氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり住所等を変更したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

添付書類

変更の事実を証する書類

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第5号様式（細則第7条関係）

100 センチメートル	
特 定 開 発 行 為 許 可 済 標 識	
許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令第 号
開発区域に含ま れる地域の名称	
開発区域の面積	平方メートル
予定建築物等の 用途	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可を受けた者 の住所及び氏名	
工事施行者の 住所及び氏名	
工事現場管理者 の氏名	

80  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

80 センチメートル

別記第6号様式（細則第8条関係）

特定開発行為変更許可申請書

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり特定開発行為の変更の許可を受けたいので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
備考		

山口県収入証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類

変更前の許可に係る申請書に添付した図書に変更があるときは、当該変更後の図書

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
2 「備考」欄には、他の法令等の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第7号様式（細則第9条関係）

特 定 開 発 行 為 変 更 届

山口県知事 様

郵便番号  
届 出 者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり特定開発行為の軽微な変更をしたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号		年 月 日 指令第 号
変更事項		1 対策工事等着手予定年月日 2 対策工事等完了予定年月日
変更の内容	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第8号様式（細則第11条関係）

地 位 承 継 届

山口県知事 様

郵便番号  
届 出 者 住 所  
氏 名  
(電話 局 番)

下記のとおり許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第11条第2項の規定により届け出ます。

記

許可の年月日 及び番号	年 月 日 指令第 号
許可に係る地域の 名称及び面積	m <sup>2</sup>
承継の理由	
被承継者	住 所
	氏 名
承継の年月日	年 月 日

添付書類

地位を承継したことを証する書類

注 承継者又は被承継者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

② 土砂災害防止法（特定開発に関する条文抜粋）

### (特定開発行為の制限)

**第十条** 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

### (申請の手続)

**第十一条** 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
- 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
- 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

### (許可の基準)

**第十二条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

### (許可の条件)

**第十三条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

### (既着手の場合の届出等)

**第十四条** 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

### (許可の特例)

**第十五条** 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

### (許可又は不許可の通知)

**第十六条** 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

### (変更の許可等)

**第十七条** 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知

事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。
- 5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

#### (工事完了の検査等)

**第十八条** 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

#### (建築制限)

**第十九条** 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

#### (特定開発行為の廃止)

**第二十条** 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

#### (監督処分)

**第二十一条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
  - 二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者
  - 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
  - 四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
  - 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。



- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

**(立入検査)**

**第二十二条** 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

- 2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**(報告の徴収等)**

**第二十三条** 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

③ 開発に関する法文（抜粋）

## ●都市計画法

### (定義)

**第四条** この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

### (開発行為の許可)

**第二十九条** 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

- 六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
- 九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為
- 十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- 十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為
- 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

#### （許可申請の手続）

**第三十条** 前条第一項又は第二項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途
- 三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）
- 四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）
- 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

#### （設計者の資格）

**第三十一条** 前条の場合において、設計に係る設計図書（開発行為に関する工事のうち国土交通省令で定めるものを実施するため必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

#### （公共施設の管理者の同意等）

**第三十二条** 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

#### （開発許可の基準）

**第三十三条** 道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十四項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

ニ 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつ

て開発区域及びその周辺の地域に<sup>いつ</sup> 溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。

イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画

ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画

ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

ホ 集落地区計画 集落地区整備計画

六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

<p>宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律 第九十一号)第三 条第一項の宅地造成 工事規制区域</p>	<p>開発行為に関する工事</p>	<p>宅地造成等規制法第九条の 規定に適合するものであるこ と。</p>
<p>津波防災地域づくり に関する法律第七十 二条第一項の津波災 害特別警戒区域</p>	<p>津波防災地域づくりに関する 法律第七十三条第一項に規 定する特定開発行為(同条第 四項各号に掲げる行為を除 く。)に関する工事</p>	<p>津波防災地域づくりに関する 法律第七十五条に規定する 措置を同条の国土交通省令 で定める技術的基準に従い 講じるものであること。</p>

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外に於ては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為に於ては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為に於ては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

十一 政令で定める規模以上の開発行為に於ては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為に於ては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為に於ては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。
- 4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
- 5 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。
- 6 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 7 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。
- 8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるもののほか、別に法律で定める。
- 第三十四条** 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。
- 一 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 三 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第二十九条第一項第二号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

七 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

八 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

十二 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの

十三 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して六月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為

#### （開発許可の特例）

**第三十四条の二** 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局（以下「都道府県等」という。）が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為（同条第二項の政令で定める規模未滿の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

#### （許可又は不許可の通知）

**第三十五条** 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

#### （変更の許可等）

**第三十五条の二** 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に



係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 開発許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第三十二条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第三十三条、第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定による許可について、第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第四十七条第一項の規定は第一項の規定による許可及び第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第二号から第六号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の場合における次条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十五条まで及び第四十七条第二項の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。

#### (工事完了の検査)

**第三十六条** 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

#### (建築制限等)

**第三十七条** 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。

二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

#### (開発行為の廃止)

**第三十八条** 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

#### (開発行為等により設置された公共施設の管理)

**第三十九条** 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

## ●建築基準法

### (用語の定義)

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨（こ）線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切り壁、間柱、付け柱、揚げ床、最下階の床、回り舞台の床、小はり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線（ロにおいて「隣地境界線等」という。）から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分を除く。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除く。

イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分

ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１） 耐火構造であること。

（２） 次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（い）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（い） 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（いい） 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 設計 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 設計図書 建築物、その敷地又は第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

十四 大規模の修繕 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

十五 大規模の模様替 建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

十六 建築主 建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をいい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の二の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八 工事施工者 建築物、その敷地若しくは第八十八条第一項から第三項までに規定する工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。

十九 都市計画 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。

二十 都市計画区域又は準都市計画区域 それぞれ、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域をいう。

二十一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地

区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区 それぞれ、都市計画法第八条第一項第一号から第六号までに掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区又は景観地区をいう。

二十二 地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。

二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。

二十四 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

二十七 歴史的風致維持向上地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる歴史的風致維持向上地区計画をいう。

二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。

二十九 沿道地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画をいう。

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一 集落地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第五号に掲げる集落地区計画をいう。

三十二 集落地区整備計画 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。

三十三 地区計画等 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。

三十四 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

三十五 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

④ 制限用途に関する法文（抜粋）

## ●老人福祉法

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

(平二法五八・追加、平六法五六・一部改正)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。

## ●身体障害者福祉法

第五条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

## ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五条 11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

27 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

28 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

1 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

## ●生活保護法

第三十八条 保護施設の種類は、左のとおりとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設

## ●児童福祉法

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

## ●母子及び父子並びに寡婦福祉法

**第三十九条** 母子・父子福祉施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 母子・父子福祉センター
- 二 母子・父子休養ホーム

## ●母子保健法

**第二十二条 2** 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。
- 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

## ●介護保険法

**第八条 25** この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。

**27** この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

## ●児童福祉法

**第十二条の四** 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

## ●学校教育法

**第七十二条** 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

**第二十二条** 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

## ●医療法

**第一条の五** この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

**2** この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

**第二条** この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。